

協議会だより

学童保育に関わる議員連盟の総会が開催。国会で質問が

◆「公的責任における放課後児童クラブ（学童保育）の抜本的拡充を目指す議員連盟」（以下、超党派議連）は超党派の国会議員で構成されており、二〇二二年に設立されました。直近では会長を自由民主党の遠藤利明・衆議院議員（山形一区）、幹事長を立憲民主党の泉健太・衆議院議員（京都三区）、事務局長を公明党の石川博崇・参議院議員（大阪）が務めていました。

二〇二五年三月一八日に、参議院議員会館において三年ぶりに総会が開催されました。以前は、自民、公明、立民、国民、共産の四名が加入していましたが、今回の総会時点で、自民、公明、立民、国民、共産

維新、無所属の九四名に加入が増えたとです。

役員の改選がありました。泉健太・衆議院議員が会長代行、大西健介・衆議院議員（立憲民主党・愛知二三区）が幹事長、あべ俊子・衆議院議員（自由民主党・比例九州）が幹事長代行に就任されました。

◆「自由民主党学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会」は自由民主党の国会議員で構成されており、二〇一三年に設立されました。直近では会長不在、幹事長を稲田朋美・衆議院議員（福井一区）、副幹事長・事務局局長を笹川博義・衆議院議員（群馬三区）が務めていました。

二〇二五年二月二五日に、衆議院第一議員会館において総会が開催されました。会長に稲田朋美・衆議院議員、幹事長に永岡桂子・衆議院議

員（茨城七区）が就任されました。

◆このたび、超党派議連に加入している野間健・衆議院議員（立憲民主党・鹿児島三区）の呼びかけで、立憲民主党の議員連盟「学童保育（放課後児童クラブ）」を応援する立憲民主党国会議員の会（以下「立憲民主党議連」）が設立され、二〇二五年五月二〇日に、衆議院第一議員会館において総会が開催されました。

会長に、泉健太・衆議院議員、幹事長に、坂本祐之輔・衆議院議員（埼玉一〇区）、事務局長に、野間健・衆議院議員が就任されました。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、全国連協が行った実施状況調査結果の報道発表資料と、三原じゅん子内閣府特命担当大臣（子ども政策担当）宛ての要望書を持参しました。「立憲民主党議連」

から、事前に「学童保育について党の公約にも入れない、学童保育の保護者・保護者OBもいる、首長経験

者もいる」と情報を得ていたことを受けて、全国連協から、報道発表資料や要望書をもとにしながら、「待機児童の解消は、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくほかない」「学童保育を、児童福祉法上の児童福祉事業（第六条）から、児童福祉施設（第七条）に位置づけてほしい」とことごとく発言しました。むずびに、野間事務局長から、「児童福祉法第七条に向けて」というあいさつがありました。

◆二〇二五年八月六日の衆議院内閣委員会では、「立憲民主党議連」に加入している市来伴子・衆議院議員（比叡北関東）が学童保育について質問しました。衆議院インターネット審議中継でその模様を見ることができ

ます。

二分間の質問では、「従うべき基準」の参酌化や、児童福祉法上の位置づけについてもふれられました。「児童福祉法上の設置根拠が弱

過ぎるために、市町村の努力義務になっ
ていて、公的責任が明確になっ
ていない。私は、児童福祉法の改正
も含めて検討すべきだと思うが、副
大臣、いかがか」という質問に、辻
清人内閣府副大臣が「つぎのような答
弁をしました」。

「運営の実態が多様であることな
どをふまえると、自治体にその実施
を一律に義務づけることについては
我々も慎重な検討が必要と考えてい
る。ただ一方で、いまや多くの共働
き世帯にとって必要不可欠なインフ
ラであることもまた事実であるの
で、我々としても、ことも家庭庁が
発足して満二年経つが、放課後児童
クラブをどういう位置づけにするか
は、委員の懸念も参考にしながら、
これから取り組んでいきたい」

全国連協はひきつづき、こども家
庭庁をはじめとする関係省庁、国会
議員に向けて、学童保育の社会的な
役割とともに、必要とされる量的拡
大および質の向上の必要性を訴え、

実現をめざします。

「子どもの権利条約 市 民・NGOの会」総会・ 夏の学習研究集会に参 加しました

日本政府は、九九四年に「子ども
の権利条約」を批准し、権利を実現
するための政策を実施する義務を
負っています。そして、五年ごとに
「国連子どもの権利委員会」に実態
と課題を報告する義務があります。

「国連子どもの権利委員会」はN
GOに「オルタナティブ・レポート」
を求め、それをもとに、政府の報告
書を審査したうえで、国連からの「最
終所見（勧告）」が公表されます。

二〇二三年三月、「国連子どもの
権利委員会」に日本の実態、子ども
や関係者の「声」を届ける取り組み
をすすめている「子どもの権利条約
市民・NGOの会」から、全国連協に、
次期統一報告書づくりに向けた専門
委員会（保育・学童保育部会）への

参加依頼がありました。

二〇二五年六月七日、二〇二五年
度総会と二〇二五夏の学習研究集会
が開催され、全国連協も参加しまし
た。

総会では、事務局長・児玉洋さ
んより、議案の提案・報告があり、
これに対して、第六・七回目の統一
報告書と国連勧告のサイクルについ
ての質問が参加者から寄せられ、つ
ぎのように説明がありました。

「子どもの権利条約 市民・NGO
の会」では、「国連子どもの権利委
員会」が日本政府に提示する「報告
前問題リスト」作成に貢献できる情
報となるよう、二〇二六年秋から冬
頃までにかけて質問リストを作成
します。そしてこの「報告前問題リ
スト」を受けて、日本政府は「政府
報告書」を一年間をかけて作成しま
す。

その後、「子どもの権利条約 市民・
NGOの会」では「カウンターレポー
ト」（事務局注：各種のデータを集

めて、報告書への見解や反論などを
主張・証明する）を作成します。

まずは、今回の総会に届けられた
一三九本の「基礎報告書」について、
二〇二五年二月末を第四次集約の
期日として取り組み、その後も集約
の節目を半年ごとに設け、取り組み
を強化することです。

あわせて開催された学習研究集会
は、「子ども白書・基礎報告書」づく
りから見ると、子どもの権利の現状
と課題 がテーマでした。

日本子どもを守る会の『子ども
白書』、子どものからだご心・連絡
会議の『子どものからだご心白書』、
北海道ごもセンターの「北海道か
らの基礎報告書」と、山梨・長野・
福岡・沖縄の『子ども白書』づづり
の取り組みが報告されました。

学童保育の発展を世論とし、「子
どもの権利条約」を実効性のあるも
のとするために、子どもの幸せを願
う人々との広範な諸運動との連帯を
図っていきます。